

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表八(二) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1					
	本 店 の 所 在 地 又 は 事 務 所	国 名 又 は 地 域 名	2				
		所 在 地	3				
	主 たる 事 業	4					
	発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	5	%	%	%	%	
	発 行 済 株 式 等 の 連 結 保 有 割 合	6	%	%	%	%	
益 金 不 算 入	支 払 義 務 確 定 日	7	・	・	・	・	
	支 払 義 務 確 定 日 まで の 保 有 期 間	8					
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額	9	() 円	() 円	() 円	() 円	
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	() 円	() 円	() 円	() 円	
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無	
	益等金の額 不算入の計算 対象とならない 損金算入配当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無
	損 当 金 等 の 額 に 対 し て 損 金 算 入 対 応 受 取 配 当	(9)の元本である株式又は出資の総数 又は総額につき外国子会社により 支払われた剰余金の配当等の額	13	() 円	() 円	() 円	() 円
		(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	14	() 円	() 円	() 円	() 円
		損金算入対応受取配当等の額 $(9) \times \frac{(14)}{(13)}$	15	() 円	() 円	() 円	() 円
		益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	16	() 円	() 円	() 円	() 円
		(16)に対応する外国源泉税等の額 $((10)又は(10) \times \frac{(14)}{(13)})$	17	() 円	() 円	() 円	() 円
		剰余金の配当等の額に係る費用相当額 $(9) - (16) \times 5\%$	18				
		法第23条の2の規定により益金不算入とされる 剰余金の配当等の額 $(9) - (16) - (18)$	19				
		措置法第66条の8第2項若しくは第9項又は 第68条の92第2項若しくは第9項の規定 により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)	20				
		(16)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第10項 又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により 益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	21				
		(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 $(19) + (20) + (21)$	22				
		法第39条の2の規定により損金不算入とされる 外国源泉税等の額 $(10) - (17)$	23				
	(23)のうち措置法第66条の8第16項又は 第68条の92第16項の規定により損金不 算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)	24					
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 $(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25					
	益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 (22)欄の合計	26				円	
	損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 (25)欄の合計	27					